

令和7年大崎上島町議会（第1回）定例会会議録（第3号）

1 令和7年2月26日大崎上島町議会定例会が大崎上島町役場に招集された。

2 出席した議員は次のとおりである。

1番	閑田大祐	2番	森若  厳
3番	渡辺年範	4番	浜田幸造
5番	尾尻康二	6番	進藤雅通
7番	水橋直行	8番	森  ルイ
9番	上青木  至	10番	信谷俊樹

3 欠席した議員は次のとおりである。

欠席なし

4 会議録署名議員は次のとおりである。

3番	渡辺年範	4番	浜田幸造
----	------	----	------

5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	宮地丈彦	書記	岡田愛子
--------	------	----	------

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

町  長	谷川正芳	副町長	小田  博
教育長	佐々木智彦	総務課長	坂田  誠
企画課長	竹下良二	税務課長	平道龍二
住民課長	亀井成美	会計課長	岡田貴美
福祉課長	川野義彦	保健衛生課長	川本亮之
地域経営課長	三村竜也	建設課長	藤原通伸
下水道課長	下川  昇	教育課長	山本秀樹

7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

第 1	議案第20号	令和7年度大崎上島町一般会計予算
第 2	議案第21号	令和7年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計予算
第 3	議案第22号	令和7年度大崎上島町介護保険事業特別会計予算
第 4	議案第23号	令和7年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
第 5	議案第24号	令和7年度大崎上島町港湾管理特別会計予算

- 第 6 議案第 25 号 令和 7 年度大崎上島町漁港管理特別会計予算
- 第 7 議案第 26 号 令和 7 年度大崎上島町交通事業特別会計予算
- 第 8 議案第 27 号 令和 7 年度大崎上島町干拓地管理特別会計予算
- 第 9 議案第 28 号 令和 7 年度大崎上島町下水道事業会計予算
- 第 10 発議第 1 号 大崎上島町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 第 11 発議第 2 号 大崎上島町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 12 発議第 3 号 地方自治法第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定の一部改正について
- 第 13 発議第 4 号 大崎上島町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 14 発議第 5 号 夫婦別姓制度の導入に反対する意見書について
- 第 15 発議第 6 号 核兵器禁止条約の実効性を高めるために日本政府が主導的役割を果たすことを求める意見書について
- 第 16 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の事務調査の承認について

8 会議の経過は次のとおりである。

午前 9 時 00 分 開議

○議長（信谷俊樹君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

○議長（信谷俊樹君） 日程第 1、議案第 20 号令和 7 年度大崎上島町一般会計予算を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第 20 号令和 7 年度大崎上島町一般会計予算について提案説明を申し上げます。

本案は、令和 7 年度大崎上島町一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 1 億 9,895 万 6,000 円と定めるもので、前年度当初予算と比較して 6 億 1,133 万 2,000 円、8.1%の増額予算でございます。

歳入予算につきましては、町税は11億598万3,000円で、固定資産税等の減収見込み等により、前年度比で5,882万2,000円の減となりましたが、地方交付税は普通交付税の増により、前年度比で2,398万2,000円増の31億1,198万2,000円を計上しております。また、財政調整基金から7億3,926万4,000円を繰り入れることにより、収支の均衡を図ることとしております。

歳出予算につきましては、施政方針において申し述べました町政運営の基本方針と重点配分施策等に掲げる事業に要する経費のほか、町政の運営に必要な経費を計上しております。

第2表地方債では、34事業の起債の目的、限度額等についてそれぞれ定めております。

詳細につきましては、総務課長より説明申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 令和7年度一般会計当初予算の主なものについて事項別明細書により説明いたします。

予算書の15ページ目をお願いします。

歳入予算ですが、町税では、本年度予算額は11億598万3,000円、対前年度比5,882万2,000円、5%の減額です。主なものとしては、固定資産税が7億4,393万1,000円で5,420万4,000円、6.8%の減額となっております。

次に、16ページ目をお願いします。

2款地方譲与税ですが、2款地方譲与税から9款の地方特例交付金まで及び11款の交通安全対策特別交付金については、県の収入見込額通知により予算を計上しており、主なものでは、18ページをお願いします、7款の地方消費税交付金が1億8,605万5,000円で、対前年度比203万9,000円、1.1%の減額となっております。

19ページをお願いします。

地方交付税ですが、普通交付税では各種算定項目の交付見込額の試算を行い、国の地方財政計画を踏まえ28億5,198万2,000円を計上しており、対前年度比で2,398万2,000円、0.8%の増額、特別交付税については特殊要因等を基に算定し、2億6,000万円を計上しております。

分担金及び負担金ですが、本年度予算額は8,386万8,000円、対前年度比1,

613万2,000円、16.1%の減額です。分担金及び負担金は、事業の実施に伴い受益者の方々にその一部を負担していただいているものですが、20ページをお願いします、主なものでは、負担金として広島水道用水供給事業負担金を前年度から1,615万9,000円減額の8,040万8,000円を計上しております。

使用料及び手数料ですが、本年度予算額は1億1,396万3,000円、対前年度比588万9,000円、5.4%の増額です。使用料は公共施設等の利用の対価として利用者よりお支払いいただくものですが、主なものは、21ページをお願いします、土木使用料の町営住宅使用料2,734万4,000円等を計上しております。

23ページをお願いします。

手数料ですが、町が提供するサービス等の対価としてお支払いいただくもので、全体で1,575万9,000円を計上しており、主なものは、衛生手数料の塵芥処理手数料1,068万5,000円です。

次に、国庫支出金ですが、本年度予算額は6億8,688万5,000円、対前年度比1億5,291万円、28.6%の増額となっております。

24ページをお願いします。

国庫負担ですが、国が、一定の義務、責任を持つ事業の事務について負担されるもので、主なものとしては、民生費国庫負担金に自立支援給付費負担金1億4,752万9,000円を計上しております。

国庫補助金ですが、国として特定の事業を推奨または援助していただくために交付されるもので、主なものとしては、総務費国庫補助金に学習交流センター管理運営事業等に要する財源として離島活性化交付金892万9,000円、25ページをお願いします、A D W O R L D標準化事業に要する財源としてデジタル基盤改革支援補助金1億9,620万3,000円等の計上を、土木費国庫補助金の道路橋梁費国庫補助金では、町道等の改良に対する補助金として社会資本整備総合交付金4,488万円、トンネル、橋梁の長寿命化に対する補助金として道路メンテナンス事業補助金1,914万円を計上しております。

27ページをお願いします。

県支出金ですが、本年度予算額は4億3,014万2,000円、対前年度比6,468万3,000円、17.7%の増額となっております。

県負担金ですが、民生費県負担金に自立支援給付費負担金7,376万3,000円

を、28ページをお願いします、広島県市町移譲事務交付金として1,737万1,000円を計上しております。

次に、県補助金ですが、総務費県補助金では生活航路対策事業に1,187万1,000円増額の2,958万7,000円を、民生費県補助金では重度障害者医療費支給事業1,602万3,000円を、29ページをお願いします、農林水産業費県補助金では新規就農者育成交付金事業1,350万円を計上しております。

30ページをお願いします。

次に、財産収入ですが、本年度予算額は3,345万8,000円、対前年度比20万5,000円、0.6%の増額となっております。

32ページをお願いします。

寄附金ですが、本年度予算額は4,300万1,000円で、ふるさと納税寄附金については4,300万円を計上しております。

次に、繰入金ですが、本年度予算額は10億6,829万3,000円で、人件費、物価高騰による物件費の増等を要因に、対前年度比1億5,551万8,000円、17%の増額となっています。

33ページをお願いします。

諸収入ですが、本年度予算額は1億5,744万4,000円、対前年度比830万5,000円、5%の減額となっており、主なものとしては、34ページをお願いします、教育費貸付金元利収入に高校及び大学等奨学金の貸付金収入等として1,906万9,000円の計上を、35ページをお願いします、雑入では724万2,000円減の1億982万円を計上しております。主なものとしては、町から県水道企業団への派遣職員人件費を含む雑入（総務課）4,903万1,000円、広島県市町村振興協会からのまちづくり事業助成金等として雑入（財政係）1,330万円を計上しております。

36ページをお願いします。

町債ですが、34事業等の財源として起債をするもので、本年度予算額は10億9,190万円で、対前年度比2億8,670万円、35.6%の増額となっております。

続いて、歳出の説明に参ります。

39ページをお願いします。

議会費ですが、本年度予算額は7,608万円、対前年度比434万円、6.0%の増額となっています。議会活動等に要する経費として計上しており、主には議員及び職員の

人件費です。

40ページをお願いします。

総務費ですが、本年度予算額は17億613万円、対前年度比5,753万2,000円、3.5%の増額となっており、全般的な管理事務及び企画調整事務、財政財産管理、教育の島推進事業、税務、戸籍住民登録、選挙事務等に要する経費を計上しております。

総務管理費の主なものとしては、一般管理費に各区への助成金等として地区活動助成費2,505万円を計上しております。

41ページをお願いします。

財産管理ですが、42ページをお願いします、ふるさと納税に係る事務及び返礼品等に要する経費として、ふるさと納税推進事業2,779万7,000円を、財産管理費では庁舎及び町有財産等の維持管理に要する経費を計上しております。本年度予算額は1億1,879万4,000円、対前年度比309万8,000円の増額となっております。主なものとしては、集会所への太陽光発電設備設置等に要する事業費として、集会施設整備事業5,144万4,000円を計上しております。

43ページをお願いします。

企画費ですが、企画調整事務及び情報システム等の管理運用に関する経費を計上しており、本年度予算額は6億4,031万4,000円、対前年度比で6,872万8,000円の増額となっており、主なものとしては自律航行船交通推進事業に要する経費を含めて離島振興対策事業費1,318万1,000円を、庁舎内ネットワーク及びシステム経費等として情報化推進事業費3億364万3,000円を、44ページをお願いします、カーボンニュートラル推進事業331万円、おと姫バス運行に要する経費としてコミュニティバス運行事業6,455万2,000円を計上するとともに、海上交通運航欠損額補助事業7,132万6,000円等を計上しております。

47ページをお願いします。

次に、教育の島推進費ですが、本年度予算額は1億1,096万円、対前年度比で435万1,000円の減額となっており、多様な人材を育てる教育の島づくりの推進に要する経費として、教育の島推進事業352万2,000円、大崎海星高校活性化支援事業1,465万円、公営塾運営事業1,996万6,000円、学習交流センター管理運営事業6,419万円等を計上しております。

53ページをお願いします。

民生費ですが、住民の皆様在一定の生活水準と安定した社会生活を保障するために必要な経費を計上しており、本年度予算額は15億2,194万6,000円、対前年度比160万3,000円、0.1%の減額となっております、54ページをお願いします、主なものとしては、社会福祉総務費に町社会福祉協議会に対する補助金として社会福祉協議会費3,631万7,000円等を計上しております。

55ページをお願いします。

障害者福祉費ですが、主なものとしては、重度心身障害者医療費3,358万1,000円、介護給付・訓練等給付費2億9,368万4,000円等を計上しており、58ページをお願いします、後期高齢者医療費では療養給付費負担金1億9,547万8,000円等を計上しております。

59ページをお願いします。

児童福祉費ですが、60ページをお願いします、主なものとしては、児童措置費に子ども・子育て支援事業1億1,370万5,000円等を計上しております。

61ページをお願いします。

次に、生活保護費ですが、62ページをお願いします、扶助費に生活保護費6,618万円を計上しております。

次に、衛生費ですが、住民の方々が健康にして衛生的な生活を営む環境を整備、保持するために要する経費を計上しており、本年度予算額は7億8,285万円、木江保健福祉センター整備完了等に伴い、対前年度比1億4,809万7,000円、15.9%の減額となっております。主なものとしては、63ページをお願いします、予防費に各種予防接種事業等に要する経費として予防接種事業費2,278万2,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業1,724万6,000円を、65ページをお願いします、保健事業費では生活習慣病対策費1,613万9,000円等を計上しております。

67ページをお願いします。

次に、清掃費ですが、清掃総務費では広島中央環境衛生組合負担金として2億4,102万1,000円を計上しており、68ページをお願いします、上水道費では広島県水道用水供給事業負担金8,040万8,000円等を計上しております。

次に、農林水産業費ですが、農業委員会の運営並びに農林水産業の振興等に必要な経費を計上しており、本年度予算額2億8,114万8,000円、対前年度比1,805万1,000円、6.9%の増額となっております、主なものとしては、70ページをお願いします

ます、農業振興費では新規就農者育成交付金事業 1, 350 万円等を、農地費では、71 ページをお願いします、農地整備諸費 3, 501 万 5, 000 円等を計上しております。

72 ページをお願いします。

林業費では、主なものとしては、林業総務費に有害鳥獣駆除対策費 1, 710 万 1, 000 円を、73 ページをお願いします、林道新設改良費に林道丸尾・木越線改良事業 3, 284 万円を計上しております。

74 ページをお願いします。

続いて、水産業費ですが、水産業振興費に漁船巻き上げ施設船台据え替えに要する経費を含め、水産振興対策諸費 3, 522 万 8, 000 円等を計上しております。

75 ページをお願いします。

商工費ですが、商工業の振興、自然公園及び観光資源の開発、交流・定住の推進等に要する経費を計上しており、本年度予算額は 2 億 1, 755 万 4, 000 円で、対前年度比 3, 912 万 7, 000 円、21.9%の増額となっており、主なものとしては、商工振興費に商工振興対策諸費 1, 164 万 1, 000 円等を、76 ページをお願いします観光費にイベント開催・助成費 1, 139 万 9, 000 円等を、商工観光施設費に大串キャンプ場周辺施設管理運営費 2, 600 万 2, 000 円、野賀海水浴場改修に伴う事業費として商工観光施設整備事業 7, 842 万 9, 000 円等を計上しております。

78 ページをお願いします。

土木費ですが、道路、河川、港湾、住宅等の整備及び維持管理に要する経費を計上しており、本年度予算額は 10 億 3, 337 万 5, 000 円、対前年度比 3 億 1, 316 万 7, 000 円、43.5%の増額となっており、主なものとしては、79 ページをお願いします、道路維持費では道路維持費 5, 349 万 3, 000 円等を、道路新設改良費では町道東原下向山線改良事業 4, 400 万円、県道改良事業負担金 522 万円等を計上しております。

80 ページをお願いします。

河川費ですが、河川維持費では河川維持管理費 3, 101 万 7, 000 円等を、81 ページをお願いします、急傾斜地崩壊対策費では県営急傾斜地崩壊対策事業負担金 825 万円、急傾斜地維持管理費 829 万 9, 000 円を計上しております。

81 ページをお願いします。

都市計画費ですが、82 ページをお願いします、住宅環境改善費に住宅新築改築助成事

業2, 000万円等の計上を、住宅費では住宅管理費に町営住宅維持管理費1, 489万1, 000円等を、83ページをお願いします、住宅建設費に定住促進住宅建設事業3億801万4, 000円等を計上しております。

84ページをお願いします。

消防費ですが、常備消防及び消防団の運営並びに防災に関する事業に要する経費を計上しており、本年度予算額は6億2, 120万円で、対前年度比2億6, 292万1, 000円、73.4%の増額となっており、主なものとしては、常備消防費に東広島市への委託金として常備消防運営費2億8, 086万2, 000円等を、85ページをお願いします、消防防災施設費では災害における飲食物及び資機材等、備蓄にするための防災倉庫整備等を含む消防・防災設備機材等整備費2億4, 660万5, 000円等を、水防費では水防に要する経費として水防諸費等3事業で2, 042万7, 000円を計上しております。

86ページをお願いします。

次に、教育費ですが、教育委員会、幼稚園、小・中学校等の運営、社会教育の推進等、本町の教育全体に要する経費を計上しており、本年度予算額は6億9, 171万6, 000円、対前年度比1, 977万7, 000円、2.9%の増額となっており、主なものとしては、87ページをお願いします、事務局費に園児・児童・生徒送迎事業3, 632万円、町立学校の情報機器等の整備に要する経費として町立学校情報機器等整備事業3, 493万3, 000円等を計上しております。

88ページをお願いします。

小学校費ですが、3小学校の管理運営、教育振興に要する経費として1億375万3, 000円を計上しており、90ページをお願いします、中学校費ですが、大崎上島中学校の管理運営、教育振興に要する経費として5, 272万9, 000円を計上しております。

92ページをお願いします。

幼稚園費では、町立幼稚園の管理運営等に要する経費を計上しており、本年度予算額は3, 630万1, 000円を計上しております。

94ページをお願いします。

社会教育費ですが、本年度予算額は1億9, 527万2, 000円、対前年度比3, 494万7, 000円の増額となっており、主なものとしては、社会教育総務費では放課後

子どもプラン推進費2,898万7,000円を、97ページをお願いします、大崎上島文化センター費では、照明設備等改修事業に要する経費として大崎上島文化センター整備事業4,284万8,000円等を計上しております。

98ページをお願いします。

次に、保健体育費ですが、本年度予算額は9,953万1,000円、対前年度比900万6,000円の増額となっており、主なものとしては、99ページをお願いします、体育施設費に町有体育施設の管理等に要する経費として2,090万3,000円を、100ページをお願いします、給食センター費では3か所の給食センターに要する経費として7,227万円を計上しております。

101ページをお願いします。

公債費ですが、町債費等の償還に要する経費を計上しており、本年度予算額は12億4,895万1,000円、対前年度比4,611万7,000円、3.8%の増額となっております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質問は一問一答方式とし、質問数の制限はありませんが、同一質問の回数は3回までとし、それでは質問される方はページ数、款項目節を言って質問してください。

水橋議員。

○7番（水橋直行君） 何問かさせてもらいます。

44ページの2の6、カーボンニュートラルについて具体的にどのような事業をするのか教えてください。

○議長（信谷俊樹君） 企画課長。

○企画課長（竹下良二君） 水橋議員の質問にお答えいたします。

具体的な中身といいますと、次世代自動車の補助金等とか脱炭素に関するアドバイザーとか、そういったところの経費を計上しております。まず、事業をするとかじゃなくて、そういう補助とかの経費分を計上しております。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） コンサル的なものみたいなイメージということですか。事業するための前段階のお金が要するという意味ですか。

○議長（信谷俊樹君） 企画課長。

○企画課長（竹下良二君） 今後は、脱炭素に関して、ブルーカーボンとか、そういったところを含めて事業展開を興す中で交付金等の活用方法とか申請方法とか、そういったところを指導いただくようなコンサルというか、というところを考えております。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 次にですが、15ページの2目の固定資産についてなんですけど、クールジェンの事業の固定資産が試験研究施設なんで4年償却だと思うんですけども、みるみる下がっていていると思うんですけども、一応計画としてはその事業は今年度で終わりなんですと認識しておるんですけども、今これから、来年度、再来年度と見込みとしてどのように下がっていく試算となっておりますか。

○議長（信谷俊樹君） 税務課長。

○税務課長（平道龍二君） 水橋議員の質問にお答えいたします。

具体的な試算は出してないんですが、4年償却で購入費用の5%が最低残るようになるはずなので、年々5,000万円単位で減っていくような計算になろうかと思えます。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） この税金の中で大きなウェートを占めると思うんですけども、あるものが償却して減っていくのは仕方ない部分なんですけども、計画としては、先ほども言いましたが、今年度の予定なんですけれども、来年度以降のもし情報とか、どういう動向があるのか、またはどういう働きかけをしているのか、分かる範囲で教えていただければと思います。

○議長（信谷俊樹君） 税務課長。

○税務課長（平道龍二君） 一応、当初予算を上げる段階では大きな資産を持っておられるクールジェンについて事前に情報提供をいただいて、それについては把握、予算に反映させていくような取組はしております。その他、うちからの取組として、固定資産税については別段取組をしてはございません。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 固定資産税の部分だと思うんですけども、町長、お伺いするんですけども、以前要望活動と一緒に要望したことがあると思うんですけども、今、今年度で

一応事業としては今の計画では終わり、今後短期的にも長期的にもどのような働きかけでこの大きな税収を生んでいただいている事業を展開していただくという思いがあるか教えていただけますか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 水橋議員のご質問にお答えします。

昨年来、議会のほうからのそういうご支援、また示唆もいただきながら、経済産業省のほうと意思合わせをさせていただいております。具体的には秋以降、来年度の予算要求をする段階でまず手を打たなければならないということで、意思確認ということでいかさせていただいた内容につきましては、まだ今予算、国のほうが審議中でございますので、明確な答えは差し控えるんですけども、来年度以降も2年、3年についての継続研究テーマ、資源エネルギー対策としてそれは確保していきたいという気持ちを持っていただいているということだけは間違いございません。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） じゃあ、次の質問にします。

21ページの13項の4目なんですけど、フィッシャリーナについてなんですけども、昨日条例でお金を徴収するというので条例ができましたが、利用者からこれはいきなり言われても困るなというクレームを昨日受けまして、それはどうも事前に通知も何もなかったようで、昨日初めて議会を見て知ったということだったんで当然のことだと思うんですけども、僕も賛成して条例ができたものなので申し訳ありませんという断りの元なんですけども、その上でお伺いするんですけど、このフィッシャリーナで徴収したお金の使用目的というか、どういうふうな形で使おうという思いが今現状ありますか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 水橋議員の質問にお答えいたします。

フィッシャリーナの今回値上げということでご負担をお願いしているわけですけども、使用目的についてはフィッシャリーナの修繕が最近ちょこちょこ見られますので、その修繕に充てたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 一応、僕もそんなふうに答えさせてもらったんで、そのとおりだったんで安心しました。よろしく申し上げます。

では、次の質問にします。

76ページの4目なんですけども、商工観光事業について野賀の改修工事をするということなんですけども、これは先日全協でもお話しさせてもらった上での最後答えをもらってなかった部分なんですけども、野賀と大串ともともと以前は一緒にやる、大串を先にやって観光客の集客につなげるという話で進んでいた事業だと思うんですけども、全協でお伺いしたときにどちらが集客力がありますかという質問の中では大串のほうであろうという担当課の回答をいただきました。その上で、問題は何だったんですかという話だったんですけども、使用の調査も行って、利用者はゼロじゃないけどほとんどいなかったという結果が出てたと思うんですけども、長期総合計画の中でも観光に力を入れたいと明記されているように、思いのある観光に対して集客力があるものを後にする理由というのは何なのでしょう。教えていただければと思います。町長ができれば答えていただければうれしいです。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 水橋議員の質問にお答えいたします。

先日も全協のほうで担当課長が説明をさせていただきましたけれども、その両者のスケジュールの差をどのように考えているかという意味では不十分なところで止まっていたと思います。私の思いということでございますので、長期総合計画の中でということでもんでいきたいというのがあります。10年もかってやるということは考えておりません、先ほど私道、要するにあそこの道の利用者のことということで、区との関係ということで議論をさせていただいておったと思います。あそこの地域というのは、学校もあり福祉施設もあり、そういった住民の方もいらっしゃるということで、総合的なあそこの全体まちづくり計画に近いものと合わせて観光振興をどう考えていくかという必要があるかと思っております。それは長期計画の中で議論している中で、具体的なプロジェクトといったときにそういう議論も中では実はさせていただいております。今後、これまでやってきた部分も参考にさせていただきながら、それに付加をしながら全体まちづくりビジョンとして作っていきたいという強い思いがありますので、ぜひよりいいものにしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 今の中でも福祉施設等と話が出てきたと思うんですが、福祉施設のほうも散歩等で利用させてもらっているんで、そういうところを確保していただけるのであれば問題ありません。近隣の企業の方からも、車のUターンで使うのでこの部分はUターンできるようにしとってほしいよとかという要望も聞きながら、了承もされた上での事業遂行をしてたはずなんです。なのに、ぼっと止まってしまったら、今の町道という部分だと思うんですが、それはそれとしてなんですが、今観光にすごく注目されて、瀬戸内海すごく注目されて、この上島町もすごい景色もよく、地理的にもいいところにある上での自然を生かした観光にもすごい力を入れるんなら一番の目玉になるんじゃないかなというようなところでもあります。その上で、僕たち会派の中でもこういうふうにしていただければ、今さっき町長が言ったような形で総合的に進めていただきたいという要望もさせていただいてます。ぜひぜひ早めに、今鉄は熱いうちに打てと言いますけれども、早期に着手して観光集客が目指されるように解決していただきたいと思います。

では、質問を終わります。

○議長（信谷俊樹君） ほかにありませんか。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） まず20ページ、歳入のほうからなんですけど、12の2の2、水道用水の負担金、これは大幅な減額になるんですけども、これの理由の説明をお願いします。

○議長（信谷俊樹君） 下水道課長。

○下水道課長（下川 昇君） 閑田議員の質問にお答えします。

これにつきましては、竹原からの水道、長島の水道の供給なんですけど、その費用なんですけど、年数がたって、あと10年足らずではこの負担金はゼロになっていくと、工事の残金になります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 工事、まあええか。私の中で言うと、歳入のほうなんでお金が入ってくる部分の話なんですけど、工事の残金と言われると、もう一遍説明をお願いします。

○議長（信谷俊樹君） 下水道課長。

○下水道課長（下川 昇君） 工事の残金というか、竹原から長島に向いての供給をして

おります。その工事を中国電力さんから入ってきたものを県の水道のほうにうちのほうから返すというふうに、その工事の関係の料金となります。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） すいません、ありがとうございました。

じゃあ、次行きます。

29ページ、15の2の3、海外漂着ごみの県補助金なんですけども、これの使い道と  
いいですか、説明をお願いします。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（川本亮之君） 閑田議員の質問にお答えいたします。

こちらの財源の用途については、大串のキャンプ場の周辺整備の運営経費に充てられて  
おります。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 続いて、では44ページをお願いします。

44ページ、カーボンニュートラル推進事業、これはさっき水橋議員も質問した部分な  
んですけども、うちはカーボンゼロ宣言とかと言ってやってなかったですかね。何か今の  
カーボンニュートラル、私は基本的にこのカーボンニュートラルという考え方、懐疑的  
ではあるんですけども、町として推進していきますといった割には何か国から下りてくるお  
金をただただ使うためにやっとなるようにしか思えんのですけど、いかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 企画課長。

○企画課長（竹下良二君） 閑田議員の質問にお答えいたします。

当初予算で計上しておるところは、先ほど水橋議員の質問でもあったように、次世代電  
気自動車の補助金、あと太陽光のパネルの補助金、脱炭素のアドバイザー契約ということ  
で上げてますけど、事業については長期総合計画も含め、順番制というか、何からやって  
いくかっていうのはこれからアドバイザーの方ももし入ってきたらそこで相談しながら、  
できる事業からやっていきたいということで、具体的にまずこれをするっていうのは今の  
ところは計画はありません。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 谷川町長就任前の話ですんであれなんですけども、このカーボン  
ゼロを強力に推進していきますというような、町としてカーボンゼロ宣言でしたよね、確

か、というのもされていると思います。それに向かって、カーボンゼロ、要は炭素を出さない社会という考え方、炭素を出さない考え方は正直私は非常に懐疑的なんです。人間が生きていく上でカーボンというのは必ず発生しますから。それをなくして文明社会というのもあり得ないとも思っているんですけども、その一方で技術の発展のために、例えば水素発電とか水素エンジンとか、そういった水素関連の事業に関連して、国からも協力してこうしてほしいというような形で、研究事業のようなこともあったものが立ち消えになっているんですよね。そこら辺についてどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 閑田議員のご質問にお答えします。

ゼロカーボンシティということをして3年前から計画も作って、前向きに取り組んできて、今太陽光等々も含めて実質的なところ動いているのがまだそこしか見えないという意味のご質問だと思っております。

それと、国から提案をいただいた水素についての部分でございますけれども、これは前もご質問に答えたことはございますが、国のほうの審査の手順で推進する事業体の推進者のほうの取り組み方に対して非常に国が審査をしてみると、地域とどのように考えていくかというところで非常に審査の中で我々がどうこうしたわけではなく、その審査をする中で結果的にその事業が採択されなかったということが起こっております。それについては水素をどうやって使うかということだけではなくて、先ほど閑田議員がおっしゃっていただきました脱炭素というので、実は今NEDOの機関の全体を管理しておるJCOALという国の外郭団体、石炭を使ってどのように新しい脱炭素というのではなくて、炭素が悪いのではなくて、CO<sub>2</sub>が悪い、そのCO<sub>2</sub>をどうやって対処していくかといったところで、今JCOALの関係者の方のアドバイスをいただきながら事業展開をしていきたいというふうに、NEDOとも協力しながら、またいわゆる経済産業省の資源エネルギーのほうも先ほど大崎クールジェンの今後はどうですかという話をしたときに、今脱炭素ということでやっている中で、世界のヨーロッパ主導で興っている脱炭素の部分プラス石炭をどう、火力をしているところをどう変えていくかといったところも、日本国としては今後、まだ表には出せてないけれども、COP28以降いろいろ考えて、岸田首相の下でその部分について石炭火力の展開をどのようにするかということは、大崎クールジェンの研究の部分も含めて今後ぜひ続けていきたいというのは資源エネルギー対策課のほうの、ここで私が勝手に申し上げるわけにはいかないんですけれども、そのようなCOP28以降

の日本国としてどうするかという動きが少し表に出せない中で、資源管理あるいは国防という意味で変わりつつあるということをご承知いただきたいと思います。

そういった意味で、エネルギー対策が非常にデリケートに今刻々と変わってきて、例えばアメリカはまた昔に戻るようなことも言い出した、そういった中で実際脱炭素をどうするかというのが今国のほうで非常に動いております。そういった中で、確定したものというのが動いていないという意味で、この1年間私もやるということで、水素ができなかった部分の次をどうするかということを考えたいというふうに思ったところですが、まだその緒に就いておりません。そういう意味で、来年度というところで脱炭素というところを今までの流れだけではなくて、新しい脱炭素、2045年、50年を目指してというような形でどう取り組むかというのは、まだ長期計画の中でも課題がずっと続いていくものだと理解しておりますので、丁寧なかつ、またやるときは、先ほど課長がブルーカーボンとまで言ってくれましたけれども、そういった全体の取組をぜひ進めていきたいという強い思いは持っているところでございます。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） ええ加減にせえよみたいにこういう声を出さんってください。ありがとうございます。

いろいろとおっしゃっていただきました。水面下でいろいろやられているというような話ではありますけども、それはそれでしっかりやっていただきたいとは思いますが、何ていうんですかね、あまりにも取組姿勢としてそれがあまりに見えてこなさ過ぎるので、もうちょっと積極的な動きをしてもらいたいと思います。国の動きとか、例えばNEDOの動きとか、そういうものを待っているんじゃなくてこちらから積極的に動けばいいじゃないですかという話なんです。これについては当然大きな話、動きになるんで、ただ本町、大崎上島町の活性化に資する部分としてもっと積極的な姿勢を見せてほしいと思います。これについてはこれで終わります。

続けて、ページ47、2の1の13、教育の島関連なんですけども、1億1,096万円ということで、これはずっと1億1,000万円規模の支出が続いているわけなんです、これに関連していえばほぼほぼ海星高校関連ですね。これを始めたときには、地元で県立高校を残すっていう大前提の下にいろんな議論を重ねた結果としてこれをやっていこうという覚悟を持って町としてスタートした事業ですので、これをやめろというつもりは

ないんですけども、これについて言うと非常に額が大きい。海星高校の活性化という一定の成果を見せたにもかかわらず、今後大きな課題を抱えている海星高校について県教委の動きが何も見えてこない。これについて町としてはどのような対応をされておられますか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 閑田議員のご質問にお答えします。

大崎海星高校の動きと連動して県教委がどのように支援をしてくれるかという意味で、それが見えないというお言葉だと思っております。

実は私、海星高校の役を仰せつかっております。そこでいわゆる省庁であったら評議員とこれまで言われていたところを企画運営委員会という形でその会長役を務めさせていただいております。そのメンバーは地元の関係者はもちろん、それと教育関係者、そして教育長も入った中でその議論を校長の下でさせていただいております。一昨年から口酸っぱく私が会長として校長に、それと会議には直接担当者ではありませんけれども教育委員会の高校運営の部分に局所的ではありますが、その担当者もいつもオブザーバーとして出席させていただいております。

その辺に対して私がどういう姿勢でずっと続けているかといいますと、先ほど閑田議員がおっしゃってくれたように、町の予算が幾らかかっている知ってくれてるかという意味と、それと今小・中でやってる大崎上島学と高校でやってる大崎上島学、それをどのように理解しているかという点の指摘をさせていただいております。今、直近の会議で何を申し上げたかといいますと、大崎海星高校は地元の生徒が多くを占めていて、寮に入ってきてくださってる方は県外も含めて30名ということで寮の対応もさせていただいていると。そのときに大崎上島学というものをもう一度原点に戻って考えていただきたい。何でこんなことを申し上げるかということ、地元の子が9年間かかって地元の誇りとその文化、歴史を勉強して、かつ理念は将来は島に帰ってきていただきたいという気持ちを持った内容をしていると。しかし、今高校がやっているものとして大崎上島学というものを見ると、一部の生徒がこういうことをしたいということの思いだけでやっているということで、地元の子との落差があるのではなかろうかっていうところで問題提起をさせていただいているのが1点。それともう一つは、寮生の関係で、寮定員30人でございますけれども、実際、今寮に入れない子たちがいるということで、通常30名という枠が当初もろもろ交流館という名前をつけて寮をやっているということ、体をなしているということを考えていただ

くと、予算として全国募集をしている学校に寮を作るという県教委の制度が一切ないと。国のほうにも実は要望のときに文科相の施設整備部長、課長にも伝えたのは、要するに全国公募をしているような学校が全国に今ある。離島なんかでも離島留学とやってやっていると。それに対して国というのが何かしかの支援、あるいは県が支援をするということが全くない状態であると。そこについてはどう考えるかという、国、県両方に対してそういうことを私がこの2年間いろいろ公式の場でやってきております。

しかしながら、まだ現場の大崎海星高校の教職員を含め、こういうことはあまりこういう場では申し上げにくいんですけども、改革を当時、この地元がそれだけ地域の中に高校を残そうという熱意を持って頑張っただけで、支援も今1億円以上続いていると。それをどのように思うかということ投げかけ、かつ内容をより一層いいものにして、逆に言うとそもそも学校の教育の原点がよくなれば、いわゆるあまり言いたくないですけども、偏差値にしても上がっていくとか、それとかスポーツでも文化でもいろいろな大会で頑張っただけいい成績も収めてくれるとか、いろんなやり方もあるんじゃないでしょうかという言い方はしております。しかし、まだその声が県当局の教育委員会のほうで、まだ全国的にはそういう形でどこの基礎自治体も苦勞して、離島の関係者でもそういう議題を今上げております。とにかくいわゆる基礎自治体が全てそれを担っている。だけど、その基礎自治体で上がっている予算は全国から来ている生徒たちをどうするかという、全体の国の教育ということの視点と外れていると。説明が長くなってしまいましたけれども、そのようなことを今海星高校の教職員と一緒に、現場としてどう捉えて県教委に伝えていくかという形を取っていきたいというふうに考えております。

この場で申し上げるのがどうかとは思いますが、この教育の島という構想を学習の島構想という形に変えていくというのは、逆に社会教育の中に大崎海星高校とつなぎをつくという意味で、今回予算の関係についてはまた町の教育委員会、教育長と相談をしながら、その展開を変えていくところをこれから詰めていこうとしているところです。2年間、町の長として県教委、それと現場の教職員の方とやり取りをしてきましたが、なかなかそれができてないというところは非常に申し訳ないと思っております。しかしながら、それを言い続けて1つずつ解決をしていこうと思っておりますので、また議会の方のご理解とご協力をいただきながら、教育の島から学びの島というところへ展開をどうかけていくかというところで、また力添えをいただければと思っております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 丁寧な説明ありがとうございました。教育の島と申しますか、この海星高校の件に関しては島の子供、どんどん減っていています。その上で、その寮の重要性というものが今後、割合として大きくなっていきます。そのときにまたうちの大崎上島町の財政負担が増えるのかというところと密接につながってきますので、そこら辺はしっかり話をしたいと思っています。

では、次行きます。

94ページ、10の6の1の20、二十歳を祝う会についてお伺いします。

この二十歳を祝う会、前にも聞いたような気もしないでもないんですけども、この会の位置づけというものを説明をお願いいたします。町としての正式な式典なんですか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（山本秀樹君） 閑田議員の質問にお答えします。

教育委員会といたしましては正式な式典と捉えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） ありがとうございます。これと元の成人式、これについてはきちんとした正式な式典として私どもも捉えておったんですけども、これは名称の話ではあるんですけども、二十歳を祝う会っていうのは町の公式な式典としていかなものなかなと。成人年齢の引下げにかかっているいろいろと思慮された結果であろうということも存じておりますし、そこに向けてのご苦労もあったこととは思うんですけど、ただ本来、成人という区切りを祝うための会であったものを継続的にやっていく上で引き続き考えていただきたいのが、正式な式典としての在り方として、この名称もそうですけども、例えばの話、要は法的には成人は18歳ですから、そこに合わせていくのかどうなのか、そういったことも今後しっかり検討していただきたいと思っています。

では、次行きます。

100ページ、給食センター費、これについても物価高騰の中で前年度で比較960万円ほど増えるようになっているんですけども、学校等についても問題提起をさせていただきましたけども、大崎の給食センターで今の全体の人数分の調理、十分賄えると思うんですけども、そういった形で少しずつでも節減といいますか、効率化といいますか、向けて取り組んでいくお考えはありませんか。というのが、人的な資源、要は人手不足、これ

はもう給食センターに関してはもう長らく言われていたことで、これを統合していくこと  
によって少しでも効率的な、人数の確保の部分においてはそういう効率化を図っていくべ  
きだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（山本秀樹君） 閑田議員の質問にお答えいたします。

従来というか、昔から給食センターの統合といいますか、については話が出ているところ  
でございます。小学校の適正化の今、昨年12月に検討委員会も立ち上げ、それにこれ  
からそういった適正化に進んでまいると思っております。教育委員会としては、給食セン  
ターの今3つありますものにつきましても、それに付随して考えていくものではないかと。  
また、閑田議員がおっしゃった大崎の給食センター、東野もそうですけれども、その  
どちらも3つ、中学校も含めて幼稚園があるけえ、約4校分の給食を作る能力は十分ある  
と思えますけれども、そこで給食を作っていたいただいている方の確保等を踏まえますと、なか  
なかすぐすぐに1つでやることは今の段階では難しいというところで、学校の適正化を含  
めたところで給食センターも含めて検討してまいりたい思っております。

○議長（信谷俊樹君） いいです。

○1番（閑田大祐君） はい。

○議長（信谷俊樹君） ほかにございませんか。

森議員。

○8番（森 ルイ君） 56ページ、3、1、3、民生費、社会福祉費、高齢者福祉費、  
あんしん見守り事業についてお伺いします。

この事業については新規事業となりますので、事業内容の説明をお願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（川野義彦君） ご質問にお答えいたします。

このあんしん見守り事業は、大崎上島町でも最近こういった事例がたくさん発生した関  
係で、今回令和7年度に当初予算に計上させていただきました。現在、自宅で誰にもみと  
れずに亡くなる孤独死ではなく、社会的に孤立して長期間発見されない孤立死が個人の尊  
厳を侵される重要な課題となっております。本町においても私の知る限りでは昨年、令  
和6年度2件ありました。こういった個人の尊厳を侵されるような孤立死をなくすため  
に、今現在大崎上島町の見守り活動では民生委員、児童委員の活動に加えて高齢者巡回相  
談員や緊急通報システム、また配食サービスやサロンによる見守り活動等を行っておりま

すが、それに加えてこういったICTを活用した見守り事業を新たに整備することにより、より地域の見守り活動を推進するために今回計上したものです。

内容については、株式会社ヤマト運輸が行っておりますクロネコ見守りサービス、ハローライト訪問プランというものを町から業務委託をし、町内に住所を有します70歳以上の独り暮らし高齢者や障害者手帳をお持ちの方を対象に、その対象者の利用者宅のトイレや洗面所などの電球をこのハローライト電球に交換することによって、24時間中にオン、オフがない場合に異常を検知して事前に登録されたご家族やご親類のほうにメールで通知を行うものです。また、そのメール通知を受けた家族が利用者宅のほうへ電話しても応答がない場合については、ヤマト運輸スタッフが状況確認を報告をするものとなっております。見守り機器の設置費として、月額1,078円が発生します。これを今年においては対象者約200人ということで、200万円ほどの予算を計上させていただいたものです。

ただ、1つデメリットがありまして、東野地区の生野島、契地区はサービスの利用提供外となっております。これは離島ということで訪問するのが難しいということで、ヤマト運輸さんのほうが今現在サービス提供外となっておりますが、今後その訪問についてを町が負担をしたり、あるいは別の事業者へ委託をすることで、今後この契、生野島地区においてもサービスの提供になるよう働きかけを行っております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 先日、関西のほうにお住まいのお孫さんが島にいらっしやいまして、90代のおばあさんが独り暮らしをしているということで様子を見に来られたという方がいらっしやいました。言動などからちょっと心配なところもあるので、見守りカメラをつけようかと考えているという話をされてたんですけども、町内お独り暮らしの高齢者の世帯にはWi-Fiがない家庭も多くあると思います。そのような場合に、このようなあんしん見守り事業で電球で確認ができるということで、カメラと違って詳細は見ることできないんですけども、動きがあるかどうかということが分かるだけでも安心にはつながるのかなと思います。当事者の対象になる方が直接申請をされるということがなかなか難しいことあるとは思いますが、町内にお住まいの方であればチラシや広報紙などで情報を得ることもあるかと思うんですが、町外にお住まいのご家族やご親戚がこのようなシステムが始まるということを知るために、町のホームページでは周知をされる

かもしれないんですが、どのような形で広報をこれからしていくかということと、申請をする際に、例えば遠くに住まれているお孫さんやお子さんが申請をするというのが可能なのかということ、またその申請をする際に直接の対面の申請書の提出ではなくてオンラインで提出ができるのかということについてお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（川野義彦君） こちらのほう、広報については、その地域の状況を一番よく把握されている区長さんや民生委員さん、そういった方々にお話をさせていただいて、直接区長さんや民生委員さんから利用者さん宅のほうへ働いて、登録してみてもどうかということをお願いしようと思っております。これはまだ区長さんや民生委員さんにはお話ししていませんので、これからお願い事になろうかと思うんですが、それが一番確実な方法だと思います。あらゆるそういったホームページやツイッター等を使ってこちらから一方的に出しても返信はなかなかないと思いますので、直接アウトリーチ方式で行っていかうと思っております。

あと、申込方法ですが、ご家族からの申込みも可能というふうになっております、様式上。ただ、オンライン上で登録できるかというのが、まだ大崎上島町のほうではそういったオンラインの登録システムがないんですが、今企画課のほうでいろいろ考えていただいていることがありますので、そちらが利用できるようになればそちらのほうも利用したいと思いますが、今すぐオンラインというのは難しいのですが、郵送でも構わないようにさせていただこうと思っておりますので、一応福祉課では今後こういったことを始めるということで、区長さん、民生委員さんやそういった地元の方々から直接事業者さんのほうへ登録を願っていただけるような方法を考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） ただいまの説明で区長や民生委員さんからお話をさせていただくということがあったんですけども、先ほど申し上げたように島外から様子を見に来られるご親族の方などもいらっしゃると思いますので、チラシを作って港に置いておくなど、できる方法はいろいろと考えていただき、なるべく皆さんがお独り暮らしの方でも安心して過ごしていただけるようにしていただければと思います。

この質問は以上です。

次の60ページ、3、2、2、民生費、児童福祉費、児童措置費、子ども医療に係る交

通費助成事業についてです。

昨日の一般質問でも少し触れさせていただいたんですけども、この事業内容について説明をお願いします。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（川野義彦君） ご質問にお答えさせていただきます。

今回、令和7年度から子ども・子育て支援事業計画というものを策定するに当たって、令和5年度に保護者さん宛てのニーズ調査というものを行わせていただきました。その中で、保護者の方のニーズの中に経済的な支援や町内への小児科の設置等と色々な項目がありましたが、なかなかすぐにできることも限られております。その中で、町として考えさせていただいたのが、この通院に係る助成金を上げさせていただきました。確かに、小児科に子供さんが行くときには公共交通機関だけを使っていくということはなかなか難しいと思います。車両を利用することが多いと思われまますので、その車両に使ったお金を限度5,000円までなんですが、そういったものを町のほうから経済的な面や子育ての負担の軽減に資するよう支援をさせていただくものです。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 子育て世帯の医療に係る負担を軽減するという事で、このような事業があるのはありがたいことだと思います。予算としては、フェリー代の往復で5,000円上限で10件を12か月ということで60万円の予算がついているんですけども、これにつきましてお子さんが兄弟がいらっしゃる方などは1人が風邪引いたですとか、インフルエンザの場合は町内の内科でも対応可能なこともあります。そのように病気が次々と兄弟の中で、この子が治ったら次の子ということもあり得ます。例えば、月にこれは10件となっているんですが、同じ家庭の中で月の中で2回以上の申請が可能なかということと、このような事業が始まって周知ができた場合には申請件数が月10件よりも多くなる可能性もあるのではないかと思います。この10件とした根拠について説明をお願いします。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（川野義彦君） 質問にお答えさせていただきます。

特に利用者さんによって制限回数はありません。そこだけは言わせていただこうと思います。制限はありません。

10件としたということですが、今回初めて予算計上させていただきますので、幾らぐらいの金額が妥当かということがあろうかと思いますが、担当者ともいろいろ協議をさせていただいて、今年初めてのことなので、あまり少ない金額ですと足りなくなつた場合もありますし、また逆に多過ぎると過剰な予算要求となるので、取りあえず月10回とさせていただいて、また次、6月補正、9月補正等もありますので、そちらのほうで実績を見ながら、また議会のほうにご相談させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） これについても広報の方法について……。

○議長（信谷俊樹君） もう3回終わったよ。同じことを聞かんといて。

○8番（森 ルイ君） 次に移ります。

85ページ、消防費、消防防災施設費、防災倉庫の新築についてです。

現在ある防災倉庫は旧東野中学校の跡地にあると思いますが、この防災倉庫の新築について、どこに新築をするのか、どのような形態で新築をするのかということについて説明をお願いします。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 今現在、150平米の既存の倉庫が旧東野中学校の所にございます。その倉庫だけでは災害が起きた場合に備蓄品を倉庫に置くことができないということで、今回500平米の新設倉庫を建てようと考えております。今現在、候補地が3か所ほどあるんですけれども、まだ区長さん等、近隣の説明をしてないので、3か所の候補のうちから今後決めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 備蓄品の内容についてなんですけれども、先日の全協の際には簡易トイレはあるけれども仮設トイレがないというお話がありました。仮設トイレなど、新規に備蓄品として入れる予定のものがほかにもあるかということについてと、備蓄品の管理についてICTを利用したデジタルで備品管理などをする予定があるかということについてお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） ICTを利用して備蓄品の管理をするっていうのは今現在考

えておりません。新たにやるものとしては、サーキュレーターとかストーブとか、冬の時期とか夏の時期に避難所で避難された方に暑いとか寒いとかということがないように対応していきたいものを新たに備蓄品として置いていきたいと思っております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 避難所で問題となるのがトイレや水の問題が大きいと思いますので、簡易トイレはあるけれども仮設トイレがないということで、今後そのようなトイレの対策についても具体的に考えていただければと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 石川県の能登震災のときもトイレの問題等がございます。災害が起きた場合、女性用トイレ、男性用トイレを分けるべきなのに1か所でやっていたりということも実質あるということを知っております。今後、なるべく避難所に近いところに仮設トイレが置けるように努力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） ほかにございませんか。

森若議員。

○2番（森若 巖君） 1点だけお伺いします。

85ページに水防費として2,042万7,000円を計上されています。その内訳として、中に垂水排水機場の維持管理費と西野干拓の排水機場維持管理費とあります。その内訳の中に、86ページの一番上に委託費として683万5,000円を組んでおります。ということは、この排水機場の水があふれて近隣の建物に被害を及ぼしたときには町に責任があるんですか、それとも自然災害ですから責任がありませんか。まずそのことと、以前ここの垂水の排水機場は水があふれました。そして、近くの建物にかなりの被害を与えたんです。そのときに町としてお見舞金を出したか出さないか、まずそのことをお伺いしたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 水防費の683万5,000円の経費の内訳でございますけれども、垂水排水機場の維持管理、ポンプの点検とかつり下げ親水公園のトイレの清掃等に含む額が481万5,000円、大串の西野干拓地排水機場の管理費として運転、臨時

運転及び維持管理に伴う経費として202万円を計上しております。

先ほど、森若議員の質問でございますけれども、これに対してもし水害が起きたときに町に責任はあるかというところなんですけれども、そこは全面的にうちの責任で全部被害が起きたということよりも、災害が起きた場合により小さい被害で済むようにうちは対応していきたいなとは思っております。

あと、お見舞金の件なんですけど、資料がないので、その当時に30年災だったと思うんですけれども、30年災のときにお見舞金を出したかというのは後日確認して報告させていただきます。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） ほかにございませんか。

○2番（森若 徹君） じゃあ、課長、一応委託料を計上しておりますけど、あふれても町に対しては自然災害ですから道義的責任はないと受け取ってもいいです。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 責任はないとは言い切れないと思うんですけれども、災害時に被害が起きないように努力してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） いいです。

渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 62ページの生活保護費なんですけども、997万5,000円、約1,000万円ほど少なくなっているんですが、この理由は何かありますか。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（川野義彦君） 生活保護費、これは生活保護受給世帯のほうへお支払いするものですが、確かに比較で前年度から997万5,000円下がっていますが、生活保護費の中にも生業費、医療扶助費、就学補助費等いろいろあるんですが、何が大きく減っているかということはこの場ではすぐは言えないんですけど、今コロナ禍で全国的には生活保護の受給者は増えておりますが、大崎上島町ではそんなに増えてはおりませんが、現在40世帯を超えたぐらいであるんですが、福祉課のほうでは相当な金額を計上させていただいておりますので、特に何が大きな要因ということは今ここでは申し上げられないんですが、大変申し訳ございませんが。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 非常に言いにくそうなのでこれ以上聞きませんけれども、1,000万円ほど少なくなるとるんで、大きな額なんで聞いてみたということで、分かりました。

○議長（信谷俊樹君） 暫時休憩します。

10時45分より再開いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、尾尻康二議員の質問です。質問します。

はい、どうぞ。

○5番（尾尻康二君） 最後になりますので、2問ほどお願いいたします。

31ページなのですが、財産収入の不動産売渡し収入の項目なのですが、定住促進住宅の用地もまだ何区画か残つとるかと思うんですが、これの今現状がどうなっておるか。今、定住促進住宅を今年度も計画されとんですけど、町の便利などこの土地をもう分割して住宅で割安に出して定住者を呼び込むような施策を考えられないのか、その2点をお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（三村竜也君） 尾尻議員の質問にお答えします。

分譲地については、大串地区が残り1区画となっています。沖浦地区が現在3戸売買が済んでまして、7か8か、そのぐらいの今残りがある状況です。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 2つあったろ、質問が。

副町長。

○副町長（小田 博君） ご質問の趣旨ですけれども、新しく定住するときの住宅地を整備して分譲する意思はないかというご質問でよろしいでしょうか。

○5番（尾尻康二君） そうです。

○副町長（小田 博君） 今現在、沖浦地区にも定住促進住宅が一部、なるのかどうか分かりませんが残っております。大串地区にも1区画残っておりますのでございまして、住宅を整備をしてやるということが果たしていいのかどうかというより、今から検討しなけ

ればいけないと思っておるんですけども、ただ、今の時点では今回、今年中野地区に定時促進住宅の建設を予定をさせていただきました。そのおおむねの設計内容というのはお示しさせていたとおり、単身向けと、それから世帯向けを造っていこうということでございまして、その部分で今のところ進めていきたいというふうには考えております。住宅地を町内に造るということであれば、また場所の選定等もありますので、時間もかかりますので、今後の検討課題とさせていただきたいと、そのように思っております。

○議長（信谷俊樹君） いいです。

尾尻議員。

○5番（尾尻康二君） 今、定住促進住宅がかかるとるわけなんですけど、建物ができるまでは時間がかかると思います。土地が欲しいという定住者もいるんじゃないかと思うんで、今沖浦地区、大串地区があるんですけど、東野地区とか中野地区のほうも、それで町有地があると思うんで、そこらの有効活用にもなると思うんで検討は、去年の予算時にもこういうことを言うたんですけど、検討されたらどうかと思うんですが、もう一度見解をお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（小田 博君） 今の町が持っております眠用地といいますか、休んでいる土地につきましては、今後洗い出しをして、売るものは売る、利用できるものは利用できるという方向で検討をしていこうという考えでございまして、その中で今おっしゃられた住宅用地として売れるものがあるのかどうかというのを検討してまいりたいというふうに考えます。

○議長（信谷俊樹君） もう3問済んだ、違うこと。

○5番（尾尻康二君） いや、もう一間ある。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○5番（尾尻康二君） すいません。今のはそれでよろしく申し上げます。

次が71ページの農地整備諸費の項目なんですけど、これはどういう内容で行うのか教えてください。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） ご質問の農地整備諸費でございますけれども、農業関係のいろんな事業についてでございます。農業関係で作った排水機場の維持管理とか、それから委託料には農道の維持管理費も入っております。それから、工事請負費のほうで申します

と、農業用で作った沈砂池のしゅんせつ工事とそれからポンプの設置工事なども予定しておりますので、予算の範囲内で実施したいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○5番（尾尻康二君） 面積的にはどのぐらいの面積になるんでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） その面積的という意図が分かりにくいんですけども、もう少し詳しくお願いします。

○5番（尾尻康二君） 予定されとるということじゃなくて、案件が出てきたらやるということなんですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 農地整備諸費の予算ですけども、農地を整備する予算というのは少し違いまして、農地の造成という予算ではございません。この予算は農地を管理していくための予算として計上しているもので、今まで町が整備したものの維持管理費というふうに受け取っていただければと思います。

○5番（尾尻康二君） いいです。

○議長（信谷俊樹君） ほかにございませんか。

上青木議員。

○9番（上青木 至君） 私も尾尻議員同然、今日が最後でございます。

今までも議題になった案件がございます。その結果を知りたいのと、それと今日それぞれの議員さんが質問されました。それに対して各課長さん、総務課長さん、町長さん、それぞれ答弁されましたけども、その中で一番気に入らんことがあります。今ここで申し上げられません。申し上げられなかったら、数字に載せないやと、出すなやと、そういうものが予算にのっとる。それはおかしいんじゃないか。その辺を聞かせてほしいのと、今まで議会の中で質問され、また答弁された案件がございます。それを1件、経過を教えてください。火葬場の件でございます。その駐車場、暗いということで防犯灯をお願いしたと思いますけども、その点について。

○議長（信谷俊樹君） 上青木さん、火葬場のページ数を言うて質問してくれたら一番いいんじゃないかね。

○9番（上青木 至君） ページ数ですか。

○議長（信谷俊樹君） そうせんと、全体にどこがどうなんかいのも分からん、すいま

せんけどお願いします。

○9番（上青木 至君） すいまへんの。66です。

火葬場の運営費の中には入ってませんが、前回指摘された、また課長さんが答弁された。このようにしたいと思います、できたらと思いますという答弁されたと思いますが、その後どうされたのか。私が確認に行けば一番早いんですけども。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（川本亮之君） 上青木議員のご質問にお答えをいたします。

私、4月1日に赴任いたしましたけれども、その件に関してのご質問はいただいてないように思っておりますが。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） ようことは分かるんじゃないけど、答えられるだけのことを答えてあげてください。

○保健衛生課長（川本亮之君） そちらにつきましては、前任者も含めてまた話を聞かせていただきまして対応いたします。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 一般質問の中でなくして、これは常任委員会か何かだったのではないかと思います。記憶にないんだったらいいです。私、見に行って、残られた議員さんをお願いをして要求させてもらいます。

○議長（信谷俊樹君） そうしてください。

そうしてくださいと言うて、また手を挙げるんか。何を言うとするんや。

すいませんけど、上青木さん、そうしてください。お願いします。

ほかにございませんか。

○9番（上青木 至君） さっきのそれぞれの課長さんがここでこういうことは言えません。それに対しての、まだ帰ってきてないね。町長さんにしても。言えんかったら言えんで、それでいいです。

○議長（信谷俊樹君） これは予算書の質問なので、そのところは答えることができないと思うんですけども、副町長、あえて答えるんですか。どうします。

副町長。

○副町長（小田 博君） 上青木議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

先ほど来、議員さんからご質問いただきましたけど、その中で回答がすぐできない部分がありました。今後は、このことがないように努力をして努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。また、火葬場の電灯の件につきましては、この後早速に確認をして状況を見、必要であれば整備するように努めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

○9番（上青木 至君） ありがとうございます。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第20号令和7年度大崎上島町一般会計予算を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第2、議案第21号令和7年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第21号令和7年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計予算について提案説明を申し上げます。

本案は、令和7年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,213万1,000円と定めるもので、保険給付費の減額等に伴い、前年度当

初比で1億9,024万4,000円、17.9%の減額予算となっております。

歳入予算の主なものは、国民健康保険税1億3,892万1,000円、県支出金6億3,550万3,000円、繰入金9,716万5,000円等を計上し、歳出予算の主なものは、保険給付費に6億1,461万3,000円、国民健康保険事業費納付金2億143万円、保健事業費2,082万7,000円を計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 減額が結構大きくなってきていますけど、これは人口減少と関係してきてるんですかね。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（川本亮之君） 閑田議員の質問にお答えいたします。

後期高齢者の割合が増えております。その分、国保の対象人数が減ってきております。そういう現状でございます。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） ほかにありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第21号令和7年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第3、議案第22号令和7年度大崎上島町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第22号令和7年度大崎上島町介護保険事業特別会計予算について提案説明を申し上げます。

本案は、令和7年度大崎上島町介護保険事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ14億9,691万円と定めるもので、保険給付費の減額に伴い、前年度当初比で5,245万8,000円、3.4%の減額予算となっております。

歳入予算の主なものは、保険料に672万6,000円減額の2億5,043万4,000円、国庫支出金4億145万8,000円、支払基金交付金3億8,137万4,000円、県支出金2億1,552万7,000円、繰入金2億4,746万円等を計上し、歳出予算の主なものは、保険給付費に4,850万円減額の13億6,344万円、地域支援事業費8,264万9,000円等を計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第22号令和7年度大崎上島町介護保険事業特別会計予算を採決いたしま

す。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第4、議案第23号令和7年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第23号令和7年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について提案説明を申し上げます。

本案は、令和7年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ2億900万円と定めるもので、前年度当初比で108万5,000円、0.5%の減額予算となっております。

歳入予算の主なものは、後期高齢者医療保険料1億4,713万2,000円、繰入金6,185万4,000円等を計上し、歳出予算の主なものは、総務費392万円、広域連合納付金に2億467万3,000円等を計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 先ほど、国保のところで後期高齢が増えたけえという説明だったと思うんですけども、減ってますよね。

○議長（信谷俊樹君） 勝手に答えるん。手挙げて。

保健衛生課長。

○保健衛生課長（川本亮之君） 後期高齢のほうに人口は移行しておりますけれども、人口全体の減少もございまして、最終的に後期高齢も来年度に関しては0.5%の減ということでございます。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） ほかにありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第23号令和7年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第5、議案第24号令和7年度大崎上島町港湾管理特別会計予算を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第24号令和7年度大崎上島町港湾管理特別会計予算について提案説明を申し上げます。

本案は、令和7年度大崎上島町港湾管理特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ2,528万2,000円と定めるもので、職員人件費の増額に伴い、前年度当初比で27万4,000円、1.1%の増額予算となっております。

歳入予算の主なものは、使用料及び手数料1,769万5,000円、繰入金654万8,000円等を計上し、歳出予算の主なものは、港湾費に27万4,000円増額の2,525万2,000円等を計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第24号令和7年度大崎上島町港湾管理特別会計予算を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第6、議案第25号令和7年度大崎上島町漁港管理特別会計予算を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第25号令和7年度大崎上島町漁港管理特別会計予算について提案説明を申し上げます。

本案は、令和7年度大崎上島町漁港管理特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ577万3,000円と定めるもので、修繕の増額に伴い、前年度当初比で84万5,000円、17.1%の増額予算となっております。

歳入予算の主なものは、使用料及び手数料220万6,000円、繰入金356万4,000円等を計上し、歳出予算の主なものは、漁港費に84万5,000円の増額の574万3,000円等を計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第25号令和7年度大崎上島町漁港管理特別会計予算を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第7、議案第26号令和7年度大崎上島町交通事業特別会計予算を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第26号令和7年度大崎上島町交通事業特別会計予算について提案説明を申し上げます。

本案は、令和7年度大崎上島町交通事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ1億302万5,000円と定めるもので、船舶定期検査費等の減額に伴い、前年度当初比で665万7,000円、6.1%の減額予算となっております。

歳入予算の主なものは、国庫支出金3,891万8,000円、県支出金2,855万3,000円、繰入金3,159万7,000円等を計上し、歳出予算の主なものは、事業費9,885万8,000円、公債費406万7,000円を計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第26号令和7年度大崎上島町交通事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第8、議案第27号令和7年度大崎上島町干拓地管理特別会計予算を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第27号令和7年度大崎上島町干拓地管理特別会計予算について提案説明を申し上げます。

本案は、令和7年度大崎上島町干拓地管理特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ53万9,000円と定めるもので、大串干拓地管理委託料等、前年度当初比で127万7,000円、19.2%の減額予算となっております。

歳入予算の主なものは、使用料及び手数料の建設残土受入手数料150万2,000円、繰入金の大串干拓地整備基金繰入金379万2,000円等を計上し、歳出予算の主なものは、総務費の干拓地管理事業529万5,000円、大串干拓地整備基金積立金6万3,000円等を計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第27号令和7年度大崎上島町干拓地管理特別会計予算を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第9、議案第28号令和7年度大崎上島町下水道事業会計予算を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第28号令和7年度大崎上島町下水道事業会計予算について提案説明を申し上げます。

本案は、令和7年度大崎上島町下水道事業会計予算の収益的収入及び支出の予定額を下水道事業収益4億3,475万1,000円、下水道事業費用4億2,233万7,000円とし、資本的収入及び支出の予定額を資本的収入6,465万円、資本的支出1億2,123万4,000円と定めるものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する5,658万4,000円は、引継金及び

損益勘定留保資金で補填するものとしております。

予算の主な内容は、下水道事業収益では下水道使用料1億579万2,000円、他会計補助金1億5,086万6,000円等を計上し、下水道事業費用では施設の維持管理に要する費用として処理場費5,925万3,000円を、管渠費2,390万7,000円を計上しております。

資本的収入では、企業債610万円、他会計補助金5,305万円を計上し、資本的支出では管路建設改良費の工事請負費に1,540万円を計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第28号令和7年度大崎上島町下水道事業会計予算を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

11時40分から再開いたします。

午前11時19分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○議長（信谷俊樹君） 日程第10、発議第1号大崎上島町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。説明をお願いします。

○3番（渡辺年範君） 発議第1号大崎上島町議会委員会条例の一部を改正する条例について趣旨説明を行います。

本案は、大崎上島町課設置条例の一部改正に伴い、大崎上島町議会委員会条例の福祉文教常任委員会及び産業建設常任委員会の所管について一部改正が必要となったため、所要の改正を行うものです。

改正の内容は、第2条第1号中「福祉課、保健衛生課」を「健康福祉課」に改め、同条第2号中「下水道課」を「環境衛生課」に改めるものです。

以上で発議第1号の趣旨説明を終わります。

○議長（信谷俊樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより発議第1号大崎上島町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第11、発議第2号大崎上島町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 発議第2号大崎上島町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について趣旨説明を行います。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮刑が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されたため、規定の整備を行う必要があるためであります。

大崎上島町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案として、第53条から第55条までの規定中、懲役を禁錮刑に改めます。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（信谷俊樹君） 趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。聞こえませんか。ありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより発議第2号大崎上島町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第12、発議第3号地方自治法第180条第1項の規定による専決処分事項の指定の一部改正についてを議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 発議第3号地方自治法第180条第1項の規定による専決処分事項の指定の一部改正について趣旨説明を行います。

1件30万円以上の法律上大崎上島町の義務に属する損害賠償の額を決定することについてはということで、専決処分事項についてのことなんですけども、これに伴う和解に関することについても迅速な対応により円滑な行政運営を行うことが適当であることから、地方自治法第180条第1項の規定により、町長において専決処分ができる事項として新たに指定するものであります。

条文として、第180条第1項の規定による専決処分事項の指定、第2項中「こと」の次に「及びこれに伴う和解に関すること」を加えるものであります。よろしく願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） これで趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより発議第3号地方自治法第180条第1項の規定による専決処分事項の指定の一部改正についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第13、発議第4号大崎上島町議会議員の議員報酬等の特例

に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。

森議員。

○8番（森 ルイ君） 発議第4号大崎上島町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を、地方自治法第112条及び大崎上島町議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

提出者、森 ルイ。賛成者、渡辺年範、尾尻康二、森若 巖。

提案理由についてご説明いたします。

大崎上島町議会議員の議員報酬の特例に関する条例は、令和4年3月議会において議員から提案され、議会改革調査特別委員会に付された後に賛成多数で可決されたものですが、令和4年3月24日の議会本会議において委員長報告に続き、私が少数意見報告書として意見を述べた内容について改正を求めるものです。

本条例の目的は、長期欠席等の場合に議員報酬を減額するものでありますが、本条例において長期欠席の定義は、議員が30日を超えて町議会の会議等に出席できなくなった場合及び議員が連続して30日を超えて離島する場合と定められており、大崎上島町議会では30日出席すべき会議がないこともあるため、実際に議会の会議を欠席していなくても長期欠席に当たります。第4条において、報酬減額の式は欠席した日から起算して30日を超える日の属する月の翌月となっており、長期欠席に当たっても報酬減額の対象とならず、届出義務が発生するのみとなり、条例の目的と内容が一致しておりません。

議会の本会議は、3月、6月、9月、12月に開催され、本会議の前には常任委員会等もあるため、長期欠席の定義を30日から90日に改めることにより、本条例の第2条で定めた町議会の会議等のいずれかを欠席することになり、長期欠席に当たっても報酬減額の対象にならないという現在の条例の内容を長期欠席した場合には報酬減額の対象となると改めるものです。また、連続して30日を超えて離島する場合も長期欠席に定めておりますが、この条文を削除します。

条例提案時、条例提案者によると、町内にいなければ議員の仕事はできないとのことでしたが、大崎上島町議会はタブレットの支給もあり、情報技術の発達した現代においては対面せず町民の声を聞くことも可能であり、町内にいないことをもって議員の職責を果たしていないとは言えません。また、兼業も認められていることから、町内において議員活

動をしているかどうかというところも議員個人に任せられているものであり、明確な線引きはありません。総務省も多様な人材が参画し、住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方法として、育児や介護などにより議場に来ることが困難な者の議会への参画に道を開く観点から、個人の事情を含めて会議規則で認められているような正当な事由がある場合には委員会へのオンライン出席を可能とする考えを示しております。そのような時代の流れの中で、明確な線引きのない議員活動を根拠として、届出義務を課して離島を制限することは憲法上の国民の権利たる移動の自由等を制約することになり、合理的な理由がなければ訴訟リスクもある。このような制限をかける条文を入れるべきではないことから、長期欠席の定義から連続して30日を超えて離島する場合を削除します。

大崎上島町議会会議規則第2条において、議員は公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由をつけ、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならないとされており、長期欠席の事由は療養に限らないため、第3条の医師が記載した証明書等を添えなければならないを必要に応じて証明書等を添えなければならないと改めます。

なお、地方自治法第137条において、普通地方公共団体の議会の議員が正当な理由がなくて招集に応じないため、または正当な理由がなくて会議に欠席したため、議長が特に招状を発しても、なお故なく出席しない者は議長において議会の議決を経てこれに懲罰を科することができるため、会議規則に定める欠席事由以外の理由で議会に出席しない議員がいた場合には本条例を適用するのではなく、懲罰を科すことで対応するのが妥当であると考えます。議員の皆様には条例の内容についてご理解いただき、改正の必要についてお考えいただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 賛成討論をするのですが、反対討論者は……。

○議長（信谷俊樹君） まず最初に、あなたは賛成ですか、反対ですか。

○3番（渡辺年範君） 分かりました。

○議長（信谷俊樹君） どっちですか。

○3番（渡辺年範君） 賛成です。

○議長（信谷俊樹君） じゃあ、まず本案の分については反対討論から始めるのが常識であるので、反対討論がある方は手を挙げて。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 先ほど趣旨説明がなされたこの条例の改正案についてですけども、3年前この条例が制定されたときに議論されて指定された中身がそのままであります。よって、本来であればそこへ向けて真摯に取り組むべきものであったのではないかと思うのですが、あれ以降議会改革特別委員会は開催されておりませんし、3年もたっているのにこの間議論が一切なかった。これが、この改選前の今の段階にあって突然出てくる理由が分からない。私は、今の段階でやるのであれば、改選後の新しいメンバーでしっかり議論して決めればよいと思います。よって反対です。

○議長（信谷俊樹君） 次に、賛成討論の方。

渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） では、賛成討論をさせていただきます。

論ずるに当たり、まず結論を述べる。私は、この条例改正案に賛成する。以下、理由を述べる。

長期欠席理由に該当する第2条2項、アの議員が30日を超えての文言を90日を超えてに改正することについて。

本来、議員報酬等の減額特例条例制定の目的の一つは、議員が会議等に長期にわたり出席できなかった場合、住民感情に照らして議員報酬を受けるのが忍びなく、返納したいが、議員が返納すればそれは寄附行為に当たるため、どうすればよいかとの思いで制定された条例であります。そして、この条例を制定しているほとんどの市町は、長期欠席の定義を議員が90日を超えて会議等に出席できなくなった場合と定めています。なぜ90日を超えてと定義しているのか。それは、定例会と定例会の間が90日であり、その間に何らかの会議等が開催されるのが通常だからである。したがって、1回の会議等を欠席した

としても、90日以内に開かれる会議等に出席すれば本条の適用は回避されることになる。

これは、次に述べるような訴訟リスクを回避するためでもある。本町の条例では、長期欠席の定義として議員が30日を超えて会議等に出席できなくなった場合としている。では、なぜ90日を超えてに改正する必要があるのか。それは、最後の会議等が行われた後、30日以内に必ず次の会議等が開催されるとは限らないからである。現実には30日以上会議等が開催されない場合がある。このことは以下のような不都合を生じる。例えば、定例会の中日で会議等を欠席した場合、次の会議等へ出席すれば本条適用は回避されるが、定例会の最終日に欠席した場合、30日以内に次の会議等が開催しなければ本条が適用される。すなわち、1回の会議等の欠席が欠席した日によって本条が適用されるか否か、議員報酬が減額されるか否かが定まるという不合理を生じる。訴訟問題にも発展しかねないこととなります。憲法第14条の法の下での平等は、適用される法律の内容も平等でなければならないとされているのが判例通説です。訴訟が起こる可能性は回避すべきである。

2、長期欠席利用に該当する第2条2項、イの議員が連続して30日を超えて離島する場合の条文を削除することについて。

長期欠席に該当する理由として離島を定義しているが、離島することがなぜ長期欠席になるのか。島を離れることが会議等を欠席したのと同じ行為、すなわち議員報酬を減額しなければならないほど住民感情に反する行為なのか住民に問いたい。議員が30日を超えて介護、育児、仕事等など、やむを得ない事由で離島することがそんなに悪いことなのか。もし、この町が離島でなかったら何の問題もないはずである。今はインターネットによるリモートワークができる時代である。ましてや、島外からIターン受入れを推進している町において、議員が島外へ出ることが住民感情に反する行為とする条例があることはまた不思議である。時代錯誤と言ってもいい。

本町の弁護士によれば、本条で離島を長期欠席と定めているため、離島は長期欠席に当たるが、その間会議等がなければ減額の対象にならないと回答している。この条例は長期欠席者を認定し、その議員の報酬を減額することを目的としている。そして、30日以上の離島は欠席に当たると指定している。

ちょっと待ってね。

しかし、弁護士の解釈によれば、離島による長期欠席は報酬が減額されない場合がある

と認めている。すなわち、長期欠席者でありながら減額される場合と減額されない場合が生じることになる。減額されない長期欠席を特定する。この条文の矛盾をどう解釈すればよいのだろうか。要は、会議等を欠席しない限り減額対象にはならないのだから、離島を長期欠席として定める必要がないことになる。

ここ、大事なんでもう一回読ませていただきます。

○議長（信谷俊樹君） 読まんでもええ。一回で、誰も読んでなんて、討論してない。

○3番（渡辺年範君） 討論の自由でしょう、それは。

○議長（信谷俊樹君） 討論じゃない。今、その趣旨説明をしよるんじゃけん、趣旨説明が終わって……。

○3番（渡辺年範君） 趣旨説明じゃないですよ。これは討論ですよ。

○議長（信谷俊樹君） 今、全部終わってから再度このところを言うんならいいけど、全部終わって、まだ持つとるんじゃろ、紙。紙、手に持つとるのまた読むんじゃろ、それ。

○3番（渡辺年範君） 読みますよ。

○議長（信谷俊樹君） じゃけん、それを読んで最後にこのところを伝えて……。

○3番（渡辺年範君） 分かりました。じゃ、続けます。

また、議員は常勤職ではない。公務として決められた会議等に出席していれば、あとはフリーである。どこでどんな仕事をしてもいいはずである。例えば、議員が私のような職人であれば、30日以上島を離れて本土へ仕事に行っても何らとがめられることはない。とすれば、この条文は議員が30日以上島を離れて公務以外の仕事をするを禁じたのと同様の条文と言える。条例とはいえ、議員の仕事を制限できるのであろうか。これは憲法上の国民の権利である移動の自由の制限に当たると思われる。これも訴訟になる可能性がある問題である。私なら訴訟するであろう。

次に、この条文の活用についてであるが、議員の離島、入島を誰がどのように現認するのか。この条例には現認の方法について何の規定もない。現認ができなければ長期欠席とは認定できず、この条文の存在意義はない。自己申告に任せるとの考え方もあろうが、正直者がばかを見ることになる。正直者がばかを見る条文が必要であるとは思えない。

以上の考察により、本条例案改正に賛成する。

以上、読みました。私が大事だと思うところをもう一回読みます。

本町の弁護士によれば、本条で離島を長期欠席と定めているため、離島は長期欠席に当たるが、その間会議等がなければ減額の対象にならないと回答している。この条例は長期

欠席者を認定し、その議員の報酬を減額することを目的としている。そして、30日以上  
の離島は長期欠席に当たると規定している。しかし、弁護士解釈によれば、離島による  
長期欠席は報酬が減額されない場合があることを認めている。すなわち、長期欠席者であ  
りながら減額される場合と減額されない場合が生じることになる。減額されない長期欠席  
を長期欠席者と規定するこの条文の矛盾をどう解釈したらよいのだろうか。要は、会議等  
を欠席しない限り減額対象にならないのだから、離島を長期欠席として定める必要がな  
い。

以上です。以上をもって本条例案改正案に賛成いたします。

以上。

○議長（信谷俊樹君） 反対はこれでいいです。もう賛成も反対もこれで終わりです。い  
いですね。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） これで討論を終結します。

これより発議第4号大崎上島町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正  
する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立少数〕

○議長（信谷俊樹君） 起立4名、少数であります。多数の方は6名で。したがって、発  
議第4号は否決されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第14、発議第5号夫婦別姓制度の導入に反対する意見書に  
ついてを議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。

進藤議員。

○6番（進藤雅通君） 発議第5号夫婦別姓制度の導入に反対する意見書について趣旨説  
明を行います。

家族は社会の基盤である。家族が同じ姓を名乗る夫婦同姓制度は、家族の絆や一体感の  
維持、子供の福祉に資するものであり、社会の維持にとっても極めて重要な制度である。  
夫婦同姓制度を規定した民法第750条について、平成27年に最高裁が合憲と判断して  
おり、氏姓は家族の呼称として意義があるところ、現行の民法の下においても家族は社会  
の自然かつ基礎的な集団単位と捉え、その呼称を一つに定めることは合理性が認められる

としている。

このところ、選択的夫婦別姓制度の導入をめぐる議論が見られる。夫婦別姓制度は、家族の絆や一体感を危うくしてしまうおそれがあるばかりか、親子で異なる姓を名乗ることは子供の福祉にとっても悪影響を及ぼすことが強く懸念される。最近、新聞社が行った調査においては、その子供たちが家族間で別姓になることを否定的に捉えるデータとなっている。選択制だからよいのではという意見も聞かれるが、夫婦別姓を認めると、社会の構成要素である家族の呼称としての姓の意義が失われることになる。

また、結婚による改姓の不利益を指摘する声もあるが、旧姓使用の拡大で解決することも可能である。最高裁もそうした不利益は氏姓の通称使用が広まることにより、一定程度の緩和も得れると指摘をしております。旧姓の通称使用は、既に一般化しているとも言える。少なくとも、選択的夫婦別姓制度について国民の中に広くコンセンサスができない状態で拙速に制度を導入すれば、我が国の将来に大きな禍根を残しかねない。よって、国においては家族の絆や一体感の維持と子供の健全育成を願い、揺るぎない日本社会を次世代に継承するため、選択的夫婦別姓を認める民法の改正を行わないよう強く求めるよう、政府に意見書を提出するものです。

以上で発議第5号の趣旨説明を終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

森議員。

○8番（森 ルイ君） 本意見書の提案について反対の立場で討論いたします。

婚姻に際し姓が変わることに関しては、妻が夫の姓を名乗ることが95%とされており、実際に大きな組織で働いておりましたので、公務員として働いていますと通称使用に限られることも多々あります。また、そのような中でキャリアを築いていく段階で、名字として名前を認識されて識別をされていたものが、婚姻によって名字が変わるこ

とによって不利益を生じるということも実際経験しております。また、婚姻、離婚に伴って名字が変わることによって不利益を感じることも多々あります。

この意見書の中には、同じ姓を名乗ることによって家族の一体感の維持、子供の福祉に資するというものがありますが、同姓であれば家族の絆が維持できるものであれば、離婚する夫婦はいないものと考えられます。実際に離婚した場合には、子供の姓を夫の姓か妻の姓か、どちらかの姓を名乗ることにはなりますので、家族、離婚した後も子供の親であることは変わりないとは思いますが、姓が違うということはありません。そのような中で、実際不利益を感じている、特に女性がこの選択的夫婦別姓に賛成しているという世論がある中で、議会の中でも女性は私一人ではありますが、実際結婚して不利益を感じるような、姓を変えなければいけなかったという経験をした人が少ないということもあり、このような意見書を議会として出すことについては反対いたします。

以上で討論を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 次に、賛成の方の討論を許しますけども。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 私は賛成の立場で討論いたします。

子供のためということなんですけども、まず根本的に考えていただきたい。結婚するときにお互いに話し合っ、姓をどちらかに決めましょうという話し合いができない人が、子供の姓を決めるときにもめないわけがないでしょう。もうその時点で家族の信頼関係というものとか、その話し合いとか、そういうものを否定するような制度になってしまうんですよ。要は、もちろんお互いの感情等の対立で離婚に行き着く夫婦というものも多数おられます。ですが、結果、これが原因で離婚する人も物すごい増えるんじゃないんですかね。私はそれによって不幸な子供を増やすべきではないと考えますので、これを強く求めたいと思います。よって、賛成です。

○議長（信谷俊樹君） ほかに賛成、反対の方はいらっしゃいますか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

起立採決をお願いします。

これより発議第5号夫婦別姓制度の導入に反対する意見書についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立お願いします。

[起立多数]

○議長（信谷俊樹君） 起立多数であります。起立6名、反対3名。したがって発議第5号は議案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第15、発議第6号核兵器禁止条約の実効性を高めるために日本政府が主導的役割を果たすことを求める意見書についてを議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。

水橋議員。

○7番（水橋直行君） 趣旨説明を行います。

発議第6号核兵器禁止条約の実効性を高めるために日本政府が主導的役割を果たすことを求める意見書について趣旨説明を行います。

日本被団協のノーベル平和賞受賞のニュースは世界を駆け巡り、核兵器のない世界を願う全ての人々に限りない励ましと勇気を与えました。昨年12月10日にノルウェー、オスロで開催された授賞式では、日本被団協代表委員の田中熙巳さんが、人類が核兵器で自滅することのないように核兵器も戦争もない日本社会を求めて共に頑張ろうと訴え、大きな感動と共感を呼びました。国連のグテレス事務総長は、被爆者の絶え間ない努力と強さは世界の核軍縮運動の骨格となってきたとたたえました。また、国連の中満泉事務次長は、被団協の受賞は世界に対する強烈なパンチだと指摘しました。さらには、日本被団協をはじめ被爆者の方々の苦痛の叫びが史上初めて核兵器を違法化した核兵器禁止条約の制定につながりました。

核保有とその核抑止力に依存する国は、今こそ被爆者の言葉に真摯に耳を傾け、人類を破局の危機から引き戻す行動に踏み出すべきです。核をめぐるこのような情勢だからこそ、日本政府は核兵器禁止条約に参加、署名、批准し、唯一の戦争被爆国としての役割を発揮すべきだと考えています。このことは被爆者の言葉に真摯に耳を傾け、人類を破局の危機から引き戻す行動につながるものと確信します。よって、政府に意見書を提出するものです。

以上で発議第6号の趣旨説明を終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより発議第6号核兵器禁止条約の実効性を高めるために日本政府が主導的役割を果たすことを求める意見書についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、発議第6号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第16、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の事務調査の承認についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から各委員会における事務調査等の事件について、会議規則第75条の規定によって閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定されました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会を本日で閉会することに決定しました。

これで令和7年第1回大崎上島町議会定例会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

午後0時19分 閉会

会議経過を記載してその相違ないことを証するため署名する。

議 長

署名議員

署名議員